７０歳～７４歳　高額療養費の自己負担限度額について

マイナ保険証を利用すれば、窓口の負担額が高額療養費自己負担限度額までとなります。マイナ保険証をぜひご利用ください。

適用区分　**現役並みⅠ**、**現役並みⅡ**の被保険者・被扶養者の方が、保険医療機関等で「マイナ保険証を利用して限度額情報の提供に同意した場合」、または「限度額適用認定証を資格確認書及び高齢受給者証に添えて提示した場合」、１ヶ月(１日から月末まで)の窓口の負担額が高額療養費自己負担限度額までとなります。

※注　保険医療機関(入院・外来別)、保険薬局等それぞれでの扱いとなります。
　　保険外負担分(差額ベット代など)や、入院時の食事療養一部負担金等は対象外となります。

《７０歳～７４歳の方　平成３０年８月より》

所得区分	適用区分	自己負担限度額		※2多数該当
標準報酬月額 ８３万円以上	現役並みⅢ	２５２，６００円＋ (※1 総医療費－８４２，０００円)×１％		１４０，１００円
標準報酬月額 ５３万円以上８３万円未満	現役並みⅡ	１６７，４００円＋ (※1 総医療費－５５８，０００円)×１％		９３，０００円
標準報酬月額 ２８万円以上５３万円未満	現役並みⅠ	８０，１００円＋ (※1 総医療費－２６７，０００円)×１％		４４，４００円
標準報酬月額 ２８万円未満	一般	個人ごと（通院）	世帯ごと（入院を含む）	
		１８，０００円	５７，６００円	４４，４００円
※3低所得者 (住民税非課税)	低所得Ⅱ	８，０００円	２４，６００円	
※3低所得者 （所得が一定基準以下）	低所得Ⅰ		１５，０００円	

※1　総医療費とは保険適用される診療費用の総額(１０割)です。
※2　多数該当とは療養を受けた月以前１年間に、３ヶ月の高額療養費の支給を受けた(限度額適用認定証を使用し、自己負担限度額を負担した場合も含む)場合は、４ヶ月目から「多数該当」となり、自己負担限度額がさらに軽減されます。
※3　市区町村民税の非課税者である被保険者もしくはその被扶養者です。別の申請が必要です。

〈お問い合わせ先〉　東京中央卸売市場健康保険組合　業務課　０３－６６３３－０７１１